

院内感染対策のための指針

2017.11.22 改訂

2022.10.11 改訂

医療法人彰療会大正病院（以下「病院」という）は、病院の理念に基づき、安全で快適な医療環境を提供するために、感染対策の指針を以下のように定める。

1、院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染を未然に防止することは医療機関の責務であるが、一方ですべての院内感染を未然に防止することは事実上不可能である。

そのような状況を鑑み、院内感染を可能な限り防止すると共に、ひとたび発生した場合でも可及的速やかに終息させるよう、全ての職員が高い意識を持って病院全体で感染対策を推進する。

2、院内感染対策委員会その他の組織に関する基本的事項

院内感染対策に関する意思決定機関として病院各部門からの代表者で構成する院内感染対策委員会を毎月1回（重大な問題が発生した場合は適宜）開催し、院内感染対策に関する事項を検討する。

またこれとは別に、感染防止対策部門内に感染制御チーム（ICT）を設置し、組織横断的な実務活動を担わせる。

3、院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図るための研修の機会を設ける。当該研修については年2回の全体研修に加え、必要に応じて部署毎あるいは個人毎に随時実施する。

4、感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況は常に ICT が監視すると共に、重大なものについては即座に院長に報告する。その他のものについては必要に応じて院内感染対策委員会および職員に報告する。

5、院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症事例が発生した場合は、原因の分析や改善策の立案等を含め、ICT が速やかに対応を始める。また、必要に応じて、院長および院内感染対策委員会は ICT に指示出しをする。自施設だけで対応できない事例は、連携している医療機関および保健福祉センター等の協力を得る。

6、患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者との情報共有の一環として、本指針は患者等の申し出があれば随時閲覧に供する。

7、その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策は病院側のみの努力だけでは達成が困難で、患者等の協力が必要になることもある。そのような場合に備え、患者等には日頃から必要な情報を提供しておく。